

令和 7 年度墨田区就労支援連絡会の報告について

1 区内就労移行支援事業所

令和 8 年 3 月 1 日現在 8 か所

2 就労移行支援事業所「ゆめたまご すみだ」一般企業等への就労状況について

(単位：人)

年度	2	3	4	5	6	7※
就労者	7	11	10	9	8	9

※令和 7 年 4 月～令和 8 年 2 月現在

就職先：行政事務補助、軽作業、事務補助（特例子会社）等

《参考》法定雇用率

	令和 6 年 4 月～	令和 8 年 7 月～
民間企業	2.5%	2.7%
国・地方自治体	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

3 意見交換内容

■ハローワーク墨田から

法定雇用率上昇に伴い、企業の障害者雇用が進んでいる。3 障害では精神の方の就職数が伸びている。一方、求職者の中には、就労の準備として準備性ピラミッドの下層部分が整っていない方も多。ハローワークの専門援助部門では、就労支援コーディネーター、就職支援ナビゲーター、精神・発達障害者雇用サポーターを配置するほか、墨田所では積極的なセミナー開催、履歴書等応募書類作成のための PC 貸出等を行っている。ぜひ利用について案内されたい。

■区内支援機関から

- ・リワークの受入状況、事例を知りたい。限られた短期間での訓練が難しいと感じる。特に本人の障害受容、自己理解が困難。また、企業側の障害理解が乏しく介入についても課題がある。受入経験があるのは区内では 3 事業所であった。
- ・短時間雇用と就労継続支援事業所の併用が墨田区では認められない。
→（センターより）現在は規定に沿って認められていると回答、事例を紹介した。

4 今後の課題等

- ・令和 7 年 10 月 1 日開始「就労選択支援事業」について、現在は実績なし。特別支援学校在校生が来年度から本格利用見込み。これに合わせ、その他の該当者にも利用されることが想定される。就労者の効果的な支援に役立てるためには、相談事業者含めた更なる連携強化が必要である。